

## ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業（要旨）

戦後進展したヨーロッパ統合が具体化する第一歩となったのは、1952年のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設であり、その後のヨーロッパ経済共同体(EEC)の設立やヨーロッパ共同体(EC)の形成に繋がっていくことになる。本研究の主な分析対象であるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体は、フランス政府が提案したいわゆるシューマン・プランが結実したものである。その目的は、独仏の和解によるヨーロッパにおける平和の確立と経済的復興、繁栄の実現にあると、フランス外相シューマンによる1950年5月の演説によって表明された。

この提案を受けて結成された同共同体は、加盟諸国の石炭、鉄鋼などに共同市場を開設し、自由で公正な競争が展開される市場を設定することになった。具体的には、加盟諸国は共同体内における石炭、鉄鋼などの貿易の数量制限、関税などを撤廃し、市場内の取引参加者は国籍を含めたあらゆる点で差別されない。これは民間レベルの企業間においても同様で、カルテルや系列関係などによって自由競争を阻害することや、取引相手を差別することは禁止される。

さらに、加盟諸国の石炭、鉄鋼などの関連産業に関する行政権限は、各国政府から共同体の最高機関(Haute Autorité)に移譲され、同機関が加盟国の関連産業と共同市場を管理することになる。すなわち、国家を超える国際機関、超国家機関に関連産業に対する行政権を委任することをめざしていた。このように、産業部門ごとに国際機関への主権の移管を繰り返すことによって、経済統合を完了させる。それを政治統合へと進展させて、ヨーロッパ政府を確立する。これがシューマン・プランを考案し、戦後初期のヨーロッパ統合を主導したモネらの構想であり、連邦主義(fédéralism)と呼ばれるヨーロッパ統合を積極的に進めようとする考え方であった。この構想を実現する第一段階として、シューマン・プランは考案され、同共同体は設立されたのである。

だが、フランス政府を代表して共同体結成までを主導したモネは、当時フランス計画庁長官の職にあつて、戦後のフランス経済再建の任務にあたっていた。すなわち、1947年から始まった第1次近代化設備計画、通称モネ・プランを作成、実施して、戦後のフランス経済の復興と発展を担っていたのである。当時のフランス経済は、1920年代の停滞と1930年代後半の危機を経験し、さらに戦時にはナチス占領下にあつて、深刻な荒廃を招き、存亡の危機に喘いでいた。そうした危機的状況を打開するため、政府は多くの産業企業や銀行の国有化を断行し、経済への介入を強力に推し進めていた。その経済政策の一環として、モネ・プランは立案され、政府主導で各産業の生産目標と投資計画を取りまとめ、政府がそれを資金や資源の配分によって支援した。このプランの実施にあつてモネが唱えたスローガンは、「近代化か、さもなければ退廃か？」という断固たる決意を国民に伝えるものであった。すなわち、モネ・プランはフランス経済復興の命運をかけた、フランス政府による一大プロジェクトである。

そうしたモネ・プランの進行中にあつて、担当省庁である計画庁のモネらによって構想

されたシューマン・プランがフランスの経済再建と密接に関連していたことは、疑う余地のないところである。したがって、戦後の流動的で錯綜する国際情勢にあつて、フランス経済が復興、発展するための国際環境整備をめざす政策意図が、シューマン・プランに色濃く反映されていたと考えるのが妥当である。

これまでのヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業に関する先行研究は、外交中心のヨーロッパ統合史、戦後のフランス経済政策史、フランス鉄鋼業に関する産業史の3つの領域に分かれて、成果が蓄積されてきた。だが、これらの領域が横断的に扱われることは稀であり、経済統合であるヨーロッパ統合とフランス国内経済政策の関連は詳細に分析されていない。さらに、戦後のフランス鉄鋼業の発展に対するヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の影響も十分に解明されることはなかった。そこで本研究では、共同体、フランス政府、同国鉄鋼業界の3つのアクターに眼を配り、共同市場における経済統合の進展とフランス政府による経済政策の実施が、鉄鋼業あるいはフランス経済全体の発展とどのように関わっていたのかを検討する。

したがって、利用する史料も最高機関の内部文書、フランス計画庁、財務省、産業省などの同国政府の内部文書、フランス鉄鋼協会文書、ポン・タ・ムーソン社文書など3つのアクターの内部文書などである。さらにいうまでもなく、各アクター内部も一枚岩ではなく、例えば政府においても省庁ごとに意見や立場は異なる可能性にも留意する。

本研究の各章は以下のような内容となっている。まず第1章、「第1次近代化設備計画と鉄鋼共同市場」では、1947年から開始されるモネ・プランが実施され、フランス鉄鋼業にとってどのような効果をもたらしたのかを検証した。そこでは、戦後の鉄鋼業は他の産業同様急速な再建が実現したが、計画目標を100%達成することはできなかった。その原因が、政府による鉄鋼価格抑制にあり、価格抑制が鉄鋼産業の経営を圧迫したため、生産拡大を制約していた。したがって、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の鉄鋼共同市場に組み込まれる1953年時点で、フランス鉄鋼業は多額の債務を抱え、周辺諸国の鉄鋼業と比較して必ずしも良好な経営状態にはなかったのである。

続く第2章、「戦後の鉄鋼取引の実態と鉄鋼カルテル再編構想」では、フランス鉄鋼業界自身が戦後の鉄鋼市場再編について、いかなる構想を抱いていたのかを解明した。それは、戦時中から政府によって価格や販売先が管理されていた状況から、鉄鋼業界が鉄鋼供給の主導権を奪回することをめざすものであった。すなわち、鉄鋼業界の共同販売機関が政府の管理下から離れ、同業界の判断で生産量、価格をコントロールするカルテル組織を再建することが画策されたのである。

第3章「シューマン・プランとフランス鉄鋼業」では、シューマン・プラン提案からヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設までの過程において、同プランをめぐりフランスで繰り広げられた論争を検討した。そこでは、共同体結成に反対する鉄鋼業界と、それを推進する政府や他の産業界との論争を通して、鉄鋼業界のカルテル体制解体の是非が焦点となった。

その結果、カルテル解体、自由競争の確立をめざす共同体創設がフランス国内の鉄鋼需要産業から支持され、フランス議会は共同体結成条約を批准するにいたった。

つづく第4章以降は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が結成されて以後、共同体結成時に期待された政策がいかに関現されるのかを、フランス政府の経済政策との関連に注目して検討した。まず、第4章「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体によるカルテル規制」では、共同体の最高機関が実施したカルテルなどの独占規制の実態をフランス鉄鋼業界の事例を中心に分析し、規制が事実上棚上げされたことを明らかにした。

第5章「鉄鋼市況の停滞とフランス鉄鋼業界の対応」では、鉄鋼市況が停滞した1953年から54年における鉄鋼共同市場開設当初の鉄鋼の取引状況と、そこで生じた問題、なかでも鉄鋼価格形成への鉄鋼業界、フランス政府、最高機関の対応を検討した。その結果、フランス政府による鉄鋼価格抑制が共同体結成後も継続されていたこと、そのため鉄鋼業界も闇カルテルを結び生産制限を実施していたことが明らかになった。すなわち、パリ条約に規定された自由で公正な価格設定は実現しなかったのである。

第6章「第2次近代化設備計画と鉄鋼共同市場」では、第5章でも問題となっていた鉄鋼共同市場における鉄鋼価格の公表方法について、フランス政府と共同体の最高機関との間で争われた裁判を分析した。この裁判によって鉄鋼共同市場の基本原則が確立されたが、鉄鋼価格形成過程へのフランス政府の介入はその後にも継続された。さらに、それと並行して進められた第2次近代化設備計画の作成作業も分析し、政府の財政負担が軽減されることを明らかにした。したがって、フランス政府の価格管理が共同市場でも定着し、鉄鋼業界は自由に価格を設定できない状況が続いたのである。

さらに、第7章「第2次近代化設備計画と鉄鋼不足の再現」では、1955年から1956年における第2次近代化設備計画前半の実施状況と同時期の最高機関の対応を分析した。同計画では財政支出が削減されて、鉄鋼業は資金借入れへの依存体質を払拭することはできなかった。その一方で、最高機関はフランス政府による鉄鋼価格形成への介入を問題視し始め、その実態調査を実施したのである。

第8章「第3次近代化設備計画の作成と鉄鋼共同市場」では、1956年以降の第2次近代化設備計画後半の実施状況と第3次近代化設備計画の作成作業、さらにフランス政府の鉄鋼市場への介入に対する共同体の対応について、分析を継続して行った。政府による補助金削減、鉄鋼価格抑制は鉄鋼業界からの反発を招き、共同体の最高機関も価格抑制が条約に違反することをフランス政府に通告した。だがそうした事態を招いても、フランス政府は鉄鋼価格管理から手を引くことはなかった。それは、共同体では各国政府の閣僚で構成される閣僚理事会が最高機関の意向を退け、共同体の原則よりも政府の政策を尊重する政策基調が採用されたからである。

以上のようなヨーロッパ石炭鉄鋼共同体創設期の鉄鋼共同市場の実態や、そこでの最高機関、フランス政府、鉄鋼業界の関係に関する分析に基づいて、終章では以下の3点につ

いて考察した。第 1 に、共同体への国家主権の移譲はどの程度実現したのか。第 2 に、そしてそれが戦後のフランス鉄鋼業の発展にどのような影響を与えたのか。第 3 に、それらが、今日まで続くヨーロッパ統合の歴史のなかに、どのように位置づけることができるのか。

まず第 1 に、鉄鋼業に関する国家主権の移譲について考察した。戦後のフランスでは、インフレ抑制をめざす政府、財務省が経済計画実施に関する主導権を計画庁から奪い、各企業に価格抑制を義務づけていた。その結果、石炭鉄鋼共同体に部門統合されたはずのフランス鉄鋼業は、自国政府の経済政策の枠内で、物価抑制のために鉄鋼価格の抑制を強要されることとなった。それは戦時中からの価格統制の継続であり、戦後に価格設定の主導権奪回をめざした鉄鋼業界に対して、それを許容しない財務省による市場介入の結果である。さらにそれは同時に、フランス政府が共同体の基本原則である自由競争も拒絶したことを意味している。同政府、財務省から見ると、計画経済の進行と並行してインフレが深刻化していくなかで、物価上昇の抑制は焦眉の急であった。そのため、財務省が実施していた価格抑制策から、多くの産業に供給される鉄鋼製品を除外することは困難であり、事実上パリ条約に違反する状況を継続せざるをえなかったのである。

ただし、本研究で検討したように、共同市場開設以後 1954 年には、共同体の決定に不服をもったフランス政府は、共同体の裁判所に提訴し、最高機関と裁判で争うことになった。さらには 1957 年には 3 度にわたって鉄鋼価格引上げを認めており、この年の鉄鋼価格の上昇率は、フランスの他の商品と比べて決して低いわけではなかった。これらの事実が示すことは、フランス政府も共同体の存在を全く否定しえたわけではないことである。すなわち、フランス政府が共同体の規則や方針と異なる政策を実施する場合には、一定の軋轢が生じ、対応策を講じなければならなかった。したがって、最高機関による実態調査やフランス政府への問い合わせについても、同政府は一定の関心を持って受け止めていたものと思われる。すなわち、鉄鋼など関連産業の産業政策については、フランスなど加盟国政府が実質的な行政権限を共同体に引渡すことはなかった。だが、共同体の存在は無視し得るものではなく、フランス政府もその存在を前提として行動していたのである。

第 2 に、こうした統合の実態は、フランス鉄鋼業の発展には不利な状況を作り出していた。なぜなら、戦後の内外の旺盛な鉄鋼需要にもかかわらず、鉄鋼価格が抑制されたため、鉄鋼業界の利潤は圧迫されたからである。さらに、2 次プランからは、政府からの資金援助は削減された。そのため、当時要請された生産力の拡大、設備投資の資金確保に支障をきたし、外部からの借入りに依存しなければならなかった。こうした 1950 年代の状況は、フランス鉄鋼業の設備投資の実施を抑制したことは疑いない。

その結果、設備の更新にも遅れが生じ、生産拡大も西ドイツやイギリスなどの周辺諸国と比べて相対的に緩やかなものとなったのである。そのため、国内需要に応じることができない事態を招き、共同体内でも最低水準の価格を維持していたにもかかわらず、他の共同体諸国への大幅な販路拡大も困難であった。1950 年代後半にはフランスの鉄鋼生産はド

イツの鉄鋼生産の2分の1程度で、共同体内部でのシェアも低下傾向にあり、1959年には日本の鉄鋼業にも生産量で凌駕されている。

このような終戦から1950年代における設備投資の遅れは、それ以後もフランス鉄鋼業がヨーロッパの主要産業として発展していく可能性を制約したことは否めない。その象徴的な現象は、臨海地域への生産拠点の移転が進展していないことである。1960年時点で臨海地域への大規模工場の建設が具体的に計画されていたのは、ユジノール社のダンケルク工場のみであった。ロレーヌの鉄鉱石も産出が減少し始めるなど、鉄鉱石や石炭などの調達をヨーロッパ以外の地域に依存し始めたこの時期に、内陸部に生産の中心地域が存在することは、重い足枷となる。なぜなら、製品や原材料の輸送費がコスト全体の大きな割合を占める鉄鋼業にとって、輸送費用がかさむ内陸地域に工場が存在することは大きなハンディキャップとなるからである。

これらの問題の影響は、戦後の経済成長期を終えた1970年代半ば以降には一気に表面化することになる。それは、オイル・ショックの石油価格高騰による産業界全体のコスト上昇と生産減少のため、1974年秋以降に鉄鋼業界も経営危機に陥った時期である。この経済不況の影響は、主要工場の高炉操業停止を招くなど、フランス鉄鋼業全体に深刻な影響を与えた。1975年から1977年までフランスの主要鉄鋼会社は赤字を計上し、1977年末にはフランス鉄鋼業が抱える中・長期の負債は380億フラン、総売り上げの111%という異常な状況に陥った。この比率は通常のアメ리카やドイツの鉄鋼会社では20%程度である。その結果としてフランスの鉄鋼生産は、その後1974年の水準を超えることはなく、世界の鉄鋼生産に占める割合も、1950年の5.9%、1974年の3.8%、1980年には2.6%と縮小している。生産性でみても、フランスの鉄鋼業は1974年の時点でアメ리카やドイツの70%前後にしか達しておらず、日本に対しては50%足らずであった。

第3に、上記の1950年代における実態をヨーロッパ統合史全体にいかんにか位置づけるかについてである。すでに触れたように、当時の石炭鉄鋼共同体では、加盟諸国から共同体への主権の移行は実質的には進行せず、共同体による鉄鋼共同市場の開設もフランス鉄鋼業の発展を促進する効果は希薄であった。だが、1970年代の半ば以降にヨーロッパの鉄鋼業が経営不振に陥ると、皮肉にも共同体の存在は重要性を増していくことになる。特に、オイル・ショックの影響を受けて、1974年以降に世界的に鉄鋼生産が停滞し、ヨーロッパの鉄鋼企業の経営が悪化した際には、ECやその内部組織である石炭鉄鋼共同体は、その対応策を担っていくことになる。すなわち、1970年代の低成長期に産業構造の調整という困難な課題に直面した共同体加盟諸国は、共同体に一定の対応を委ねるのである。これらの事実から、各国政府は状況によっては自らの意思で石炭鉄鋼共同体に主権を移譲していることが確認できる。ただし、主権の移転がどの範囲で、どの程度実現したのかは、今後の詳細な分析が必要である。

その後の1980年代後半以降の市場統合や通貨統一にいたっては、ヨーロッパ・レヴェルの組織に対する主権移転の傾向が益々鮮明になっている。その結果、EUやヨーロッパ中央

銀行などの組織がより広範な行政権限を担い、加盟国政府の政策選択に制約を加え、国家主権を制限している。

すでに指摘したように、本書で検討してきた1950年代のフランス鉄鋼業に対する産業政策にも、このような動向の萌芽的な現象を見出すことができる。すなわち、1950年代にはフランス政府による鉄鋼市場への介入など、フランス独自の政策を迫及したが、それを実行するにあたっては、形式的には行政権限を保有していた最高機関に対する一定の配慮が必要であった。

だが、この当時の共同体による圧力はまで微弱なものであり、加盟国政府はこれを必ずしも必要なものとは認識していなかったこともうかがえる。それは、共同体、閣僚理事会の消極的な対応にも表れていたが、1950年代半ば以降進展するローマ条約の締結交渉の席でより明確になる。新しいヨーロッパ経済共同体、EECでは、全産業部門に経済統合が拡大され、加盟国間の貿易自由化に力点を置いた関税同盟の設立が重視された。そして石炭鉄鋼共同体の最高機関にあたるEEC委員会は、その権限が政策執行権のみに限定され、最高機関には認められていた政策決定権は、加盟国政府の閣僚で構成される閣僚理事会が掌握することになる。さらに、EECは独自の財源をもたず、加盟国の拠出金に依存することになる。したがって、EECは制度的に明らかに政府からの独立性は低く、政府の行政権限を付託された面は少ない。戦後の経済成長が本格化していた当時の加盟国の多くは、EECに行政権限を移管することを必要とは考えていなかったのである。ただし、例外的に共通農業政策が採用され、農業についてはEECがその保護、育成策に力を発揮したことは、看過できない。

したがって、加盟国政府から共同体への権限の移転は、1950年代の萌芽的な状態から一様に進展したわけではない。停滞や時には後退を経験し、特定分野や産業部門だけに偏ることも珍しくなかったのである。いずれにしても、その移転は、従来の政府による政策では対応が困難な問題が生じた場合、経済的にいえば危機に瀕した時期、あるいは産業部門から進展する傾向が強いといえよう。

戦後ヨーロッパ統合が開始された当初は、従来の国際統合理論のうちでも政府間主義が主張するように、各国政府が自らの機能を維持・強化する目的で、共同体を創設した。すなわち、統合に参加することは、参加国の個別利害に基づいて決断されたが、国家主権を共同体に移譲することは、実質的には了承されてはいなかった。だが、形式的にはあれ、共同体に一旦行政権限が移管されると、共同体は徐々に政府から自立し始め、政府もそれを完璧に阻止することはできない。しかしそれは、新機能主義が唱えるように、超国家機関としてヨーロッパ連邦を形成するにいたるのか、制度主義が説明するように、部分的な権力の移行にとどまるのかは、今後のヨーロッパ統合の動向如何にかかっている。